

新生児聴覚検査 償還払い手続きについて

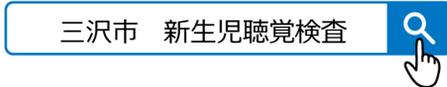
委託契約がされていない医療機関で新生児聴覚検査を受けた場合、検査にかかった費用を償還払いにて全額助成いたします。

***対象：**聴覚検査を受けた日において、お子さんまたは保護者の方が三沢市に住所を登録している方。

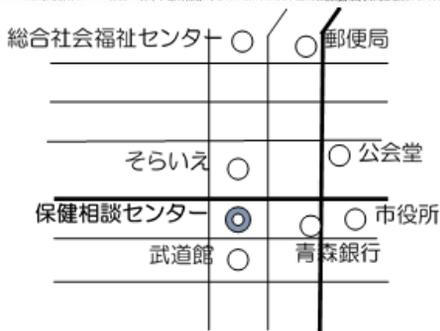
- *必要書類：**
- ①新生児聴覚検査費用給付申請書
※市のホームページよりダウンロードできます。
 - ②検査結果等が記載された受診票
 - ③聴覚検査結果が確認できる母子健康手帳の写し
 - ④医療機関が発行した領収書
 - ⑤振込口座等が確認できる預金通帳の写し

***申請方法：**必要書類を郵送、電子申請又は保健相談センター窓口までご提出ください。

電子申請の方は 詳しくは市ホームページか、
右のQRコードを読み取ってください。



- *申請期限：**4～8月に検査した場合 検査日の翌月初日から6か月以内
9月以降に検査した場合 受診した年度内（3月末まで）
申請期限を過ぎますと、還付ができなくなりますのでご留意ください。
※3月に検査をした等、やむを得ない事情により年度内の申請が間に合わない場合は、個別にて対応いたしますので、保健相談センターまでご相談ください。



お問い合わせ・申請窓口

三沢市健康推進課 保健指導係
新生児聴覚検査償還払い担当
〒033-0011
青森県三沢市中央町1-3-10
三沢市保健相談センター内

